

232条で個別品目の輸入に関する調査を相次ぎ開始

- トランプ政権はポリシリコン、無人航空機システム（UAS）、風力タービン・同部品、個人用防護具（PPE）・医療消耗品・医療機器、ロボティクス・産業機械、石炭に対しても、追加関税の導入に向けて232条に基づく調査を行っている。

調査中の品目

対象品目	調査開始時期	調査対象のスコープ
重要鉱物	2025年4月	アルミ、コバルト、黒鉛、リチウム、マンガン、タングステン、重要 鉱物を原材料として含む派生品 ⇒調査は2026年1月に調査終了が発表されたが、各国との交渉が継続中
民間航空機	2025年5月	民間航空機・ジェットエンジンおよびそれら部品 ⇒調査は2026年7月に調査終了が発表されたが、各国との交渉が継続中
ポリシリコン	2025年7月	ポリシリコンおよびその派生品
無人航空機システム	2025年7月	UASおよび同部品
風力タービン・同部品	2025年8月	風力タービンおよびそれら部品
個人用防護具（PPE）・医療消耗品・医療機器	2025年9月	- 個人用防護具：医療現場で使用されるマスク、手袋、ガウンなどの個人用保護具 - 医療消耗品：患者の診断、治療、疾患予防に使用される、医療／外科用器具（メス、注射器など）、医療／外科用消耗品（輸液バッグ、カテーテルなど）など単回使用または短期使用の物品 - 医療機器：車いす、松葉づえ、病院用ベッドなど医療現場で患者ケアを支援するために使用される耐久性のある機器、器具、機械、およびペースメーカーや呼吸器、X線装置、MRI装置などの医学的状態の診断、監視、または治療に使用される器具、装置、または機械
ロボティクス・産業機械	2025年9月	ロボットおよびプログラム可能なコンピューター制御機械システム
石炭	2026年6月	無煙炭および冶金（やきん）用瀝青炭

（注1）なお、ポリシリコン、無人航空機システム、風力タービン・同部品、個人用防護具（PPE）・医療消耗品・医療機器、ロボティクス・産業機械は調査終了期限を過ぎているが（7月27日時点）、調査終了の発表はされていない。

（注2）2026年7月27日時点、調査対象のスコープは関税分類番号（HSコード）では示されていない。

（出所）米国政府公開資料（[ポリシリコン](#)、[UAS](#)、[風力タービン・同部品](#)、[PPE](#)・[医療消耗品](#)・[医療機器](#)、[ロボティクス](#)・[産業機械](#)、[石炭](#)）